2014年中国法院10大革新的知的財産案件の概要

1.国家知識産権局専利復審委員会vs白象食品股份有限公司、陳朝暉の意匠専利権無効行政紛争再審申請案件[最高人民法院(2014)知行字第4号行政裁定書]

【案件概要】

陳朝暉は2000年10月16日に国家知識産権局に「食品包装袋」という意匠専利(以下、 「係争意匠専利」という)を出願し、2001年5月2日に権利付与公告された。白象公司が保 有する第1506193号「白象」商標(以下、「白象商標」という)の出願日は1997年12月1 2日であり、2001年1月14日に登録を許可された。2009年8月4日、白象公司は、先行 商標である白象商標と衝突しているとして、国家知識産権局専利復審委員会(以下、「専利 復審委員会」という)に係争意匠専利の無効宣告請求を申し立てた。専利復審委員会は白 象商標の登録許可日が係争意匠専利の出願日より遅く、合法的な先行権利ではないと判 断し、係争意匠専利権の有効を維持する決定を下した。白象公司はこれを不服として、行 政訴訟を提起した。北京市第一中級人民法院は、白象商標の登録許可日が係争意匠専 利の授権公告日より早く、白象商標が先行権利にあたると判断し、無効決定を取り消した。 専利復審委員会はこれを不服として、上訴を提起した。北京市高級人民法院は、白象商標 の出願日が係争意匠専利の出願日より早く、白象商標の商標出願権が先行権利にあたる として、第二審判決にて上訴を棄却し、原判決を維持した。専利復審委員会はこれを不服 として、最高人民法院に再審を申請した。最高人民法院は審査を経て、次のように判断し た。商標出願権は専利法第23条に定める先に取得した合法的権利に該当しないが、意匠 専利権と登録商標専用権が権利衝突を構成するかどうかを判断する上で重要な意義があ る。商標出願日が意匠専利権の出願日より早ければ、先に出願した登録商標専用権は、 出願日が遅い意匠専利権に対抗することができる。白象商標が登録された後、係争意匠 専利の実施は客観的にそれと権利の衝突が生じる。先行権利を保護する原則に基づき、 出願日が早かった白象の登録商標専用権は、陳朝暉の意匠専利権に対抗することができ ると認定すべきである。よって、専利復審委員会の再審申請を棄却した。

【革新的な意義】

法院は、本件において権利衝突を解決する時の商標出願日の法的意義を明確にした。 法院は、商標出願日が専利権の出願日より早く、かつ専利無効宣告を請求された時点で 商標がすでに登録を許可されており、有効期間内にある場合には、先に出願した登録商標 専用権は出願日が遅かった意匠専利権に対抗することができると説明した。これを原則に、 意匠専利権と衝突するかどうかを判断した。本件は、「登録商標専用権が合法的専用権利 にあたるかどうかを判断するにあたって、登録許可日を判断根拠とする」という専利法第2 3条の規定をある程度突破しており、権利の衝突に係わる案件の審理に、一定の指導的 意義がある。

2. (スイス) ELECON ASIA SA vs中華人民共和国国家知識産権局専利復審委員会、 劉夏陽らの発明専利権無効行政紛争提審(提審とは、事件の重大性やその他の原因で上 級裁判所が下級裁判所で審理中または審理済みの事件を再審理することを言う)案件〔最 高人民法院(2014)行提字第11、12、13号行政判決書〕

【案件概要】

ELECON ASIA SA は「自動化機械式駐車場における車両の水平運搬に用いるブラケッ ト」という発明専利(以下、「本件専利」という)の権利者である。本件専利は15の請求項が あり、その内独立請求項1は、「…一部分に一対の装置(58)があり、装置(58)は当該ブ ラケットの縦軸と対称的に垂直で移動することができ且つ当該車両の1つの軸の2つの車 輪を支え、中揃えにし、移動停止およびアップするように構造され、別の部分に一対の装置 (59)があり、装置(59)は当該ブラケットの縦軸と対称的に垂直で移動することができ且 つ当該車両の第2軸の2つの車輪を支え、中揃えにし、移動停止およびアップするように構 造されている…ことを特徴とする車輪(3)の上に自走するブラケット。」となっている。本件 専利をめぐっては、劉夏陽、怡峰公司は前後して3回も無効請求を申し立てた。その理由 の1つは、請求項1~15は必須技術特徴がなく、専利法実施細則第21条第2項の規定に 合致しないことである。専利復審委員会は、「請求項1及びその従属請求項に必須技術特 徴が欠けているため無効であるが、請求項4及びその従属請求項の技術的解決手段は専 利法第26条第4項の規定に合致している」と認定した。ELECON ASIA SA はこれを不服と して、行政訴訟を提起した。北京市第一中級人民法院、北京市高級人民法院は前後して その訴訟請求と上訴を棄却した。ELECON ASIA SA はこれらを不服として、最高人民法院 に再審を申請した。最高人民法院は提審を経て、次のように判断した。独立請求項に必須 技術特徴が欠けており、専利法実施細則第21条第2項の規定に合致しなければ、明細書 から支持されないことが多く、専利法第26条第4項の規定に合致しない。無効決定は、請 求項に必須技術特徴が欠けていると認定しながら、明細書から支持されていると認定して いるので、法律適用に問題がある。よって、専利復審委員会の審査決定及び第一審、第二 審判決を取り消し、専利復審委員会に改めて審査決定を出すよう命じた。

【革新的な意義】

本件は専利法実施細則第21条第2項の「必須技術特徴」について深く、全面的に論述し、特に如何に「必須技術特徴が欠ける」を理解するか、「請求項は明細書を根拠とするか」を明らかにし、専利法実施細則第21条第2項規定の適用に対し一定の指導的意義がある。法院は、次のように説明した。専利法第26条第4項も専利法実施細則第21条第2項も請求項と明細書の対応関係に係わっているが、専利法実施細則第21条第2項よりも、専利法第26条第4項の適用範囲はもっと広く、独立請求項と従属請求項の両方にも適用できるほか、請求項に記載する技術特徴範囲が広すぎて明細書から支持されない場合と、必須技術特徴が欠けることにより請求項全体が明細書から支持されない場合の両方にも適用できる。よって、独立請求項に必須技術特徴が欠け、専利法実施細則第21条第2項の規定に合致しい場合、一般的には明細書から支持されず、専利法第26条第4項の規定に合致しない。

3. 孫俊義vs鄭寧の実用新案専利権侵害紛争再審申請案件〔最高人民法院(2014) 民申字第1036号民事裁定書〕

【案件概要】

孫俊義は「粘着防止自動排気弁」という実用新案専利(以下、「係争専利」という)の権利者である。2013年6月28日に、長春市寛城ボイラー排気弁廠は個人事業者の鄭寧に、 鄭寧の販売する「勝益」ブランドの全自動排気弁がその「中権」ブランドの専利権(専利番 号は ZL200320112523.2、専利権者は孫俊義)を侵害した旨の通知書を発送した。差 出人の落款は、「長春市寛城ボイラー排気弁廠模倣品対策事務局」の印鑑と専利権者の 孫俊義の判子であり、住所、郵便番号、連絡先及び電話番号も記載されている。2013年 7月に、孫俊義は鄭寧の店から侵害被疑とされた「勝益」ブランドの排気弁を購入し、鄭寧 がその実用新案専利権を侵害したとして、訴訟を提起した。遼寧省瀋陽市中級人民法院 は第一審において、次のように判断した。侵害被疑商品の技術特徴が係争専利の技術的 解決手段と均等なものであり、係争専利の保護範囲に含まれている。孫俊義が鄭寧に送っ た通知書は、専利証書とその他の必要な書類が添付されておらず、鄭寧にその販売する 商品が侵害商品であると認識させるのは不十分であった。鄭寧は販売者として侵害商品 の合法的出所を提供し、主観的過ちがなかったことに鑑み、法により賠償責任を免除する ことができる。よって、孫俊義の訴訟請求を却下すると判決した。孫俊義はこれを不服とし て、上訴を提起した。遼寧省高級人民法院は第二審判決において、上訴を棄却し、原判決 を維持した。孫俊義はこれを不服として、最高人民法院に再審を請求した。最高人民法院 は2014年12月13日に、遼寧省高級人民法院に本件を再審するよう命じた。最高人民法 院は審査を経て、次のように判断した。販売者はその販売する商品が専利権侵害商品で あると知っていたかどうかを判断するには、案件事実に合わせて総合的に判断する必要が ある。販売者は専利商品を販売したことがある、または侵害被疑商品の仕入れ価格が不 条理に専利商品の市場価格を下回った場合には、販売者はその販売する商品が専利権 侵害商品であると知っていたと認定すべきである。上記の事情が一切なく、権利者が販売 者に権利侵害警告書を送っただけならば、さらに警告書の具体的内容を審査しなければな らない。警告書に専利権(専利番号、専利名称、専利権証書のコピー等)や侵害被疑商品 の基本状況、侵害比較結果、連絡先等の内容が記載されており、販売者が当該警告書を すでに受け取っている場合には、原則として販売者はその販売する商品が専利権侵害商 品であると知っていたと推定すべきである。

【革新的な意義】

正常の市場経営秩序を守り、権利侵害の根源を摘発することを奨励するために、専利法第70条は、販売者の「合法的な出所による抗弁」を定めた。すなわち、権利侵害商品の販売者は主観上過ちがなく、かつ商品の合法的な出所を提示できる場合には、賠償責任を免除できると定めた。しかしながら、運用においては、販売者に主観的過ちがあるかどうかを判断することは、事実認定上の困難がある。権利侵害警告書は専利権侵害紛争に広く使われており、「販売者の主観的過ちの認定」という難題の解決に、新しい解決方法を提供した。本件において、法院は、権利者がすでに販売者に係争専利と侵害被疑商品の基本状況、侵害比較結果、連絡方式等の内容を明確に記載している権利侵害警告書を送っており、販売者も実際に当該警告書を受け取った等の事実を根拠に、販売者はその販売する商品が専利権侵害商品であると知っていたと推定した。本件の審理は、権利者が販売者の主観的過ちを証明する基準を規範化すると共に、人民法院が販売者の主観的過ちを認定するための証拠審査、判断に司法的ガイドを提供した。

4. アップル社vs中華人民共和国国家知識産権局専利復審委員会の意匠専利出願拒 絶審判行政紛争上訴案件[北京市高級人民法院(2014)高行(知)終字第2815号行政 判決書]

【案件概要】

2010年7月26日に、アップル社は中華人民共和国国家知識産権局に「携帯式ディスプレイ(グラフィカルユーザーインターフェース)」という意匠専利権出願(以下、「係争出願」という)を提出した。国家知識産権局の審査部門は、係争出願が「専利審査指南」に定める「製品が電源投入された後に表示する画像」であり、意匠専利権授与の客体にあたらないと判断して、係争出願を拒絶した。アップル社はこれを不服として、専利復審委員会に審判を請求した。専利復審委員会は拒絶決定を維持した。アップル社はこれを不服として、行政訴訟を提起した。北京市第一中級人民法院は、次のように判断した。係争出願は製品が電源投入されないと表示しないグラフィカルユーザーインターフェースを含んでいるが、意匠はやはり携帯式ディスプレイ製品の全体的外観に関するデザインであり、意匠専利権の産業用、美観に関する要求を満たしているので、中国における意匠専利権の保護客体にあたる。よって、専利復審委員会の審判決定を取り消した。専利復審委員会はこれを不服として、上訴を提起した。北京市高級人民法院は第二審において上訴を棄却し、原判決を維持した。

【革新的な意義】

本件は、グラフィカルユーザーインターフェースという新型客体が意匠専利権出願の対象になれるかに係わる専利権付与行政案件である。法院は本件において、グラフィカルユーザーインターフェースが意匠専利権付与の客体になれる法的根拠や、同種類意匠専利出願が満たすべき条件を明確にした。法院は、次のように説明した。「専利審査指南」は「製品が電源投入された後に表示する画像は意匠専利権を付与する事情に該当しない」と規定しているが、グラフィカルユーザーインターフェースが意匠専利権の保護客体になれるかどうかの判断は、専利法第2条第4項の規定を法的根拠とすべきである。グラフィカルユーザーインターフェースについて意匠専利権を出願するにあたって、意匠の内容を的確に確定するために、出願人は画像、写真あるいは簡単な説明の中で、適当な方式でどの部分は電源が投入されてから表示する画像なのかを明記しなければならない。本件は、今後のグラフィカルユーザーインターフェースに関する権利付与・権利確定類専利行政案件の審理のために、審理原則をより一層明らかにした。

5. 懐化正好製薬有限公司vs湖南方盛製薬股份有限公司の専利権非侵害確認紛争上 訴案件〔湖南省高級人民法院(2014)湘高法民三終字第51号民事判決書〕

【案件概要】

懐化正好製薬有限公司(以下、「正好公司」という)は2005年7月1日に国家知識産権局に「薬物としてのサルトリイバラ・スコブニカウリス小錠剤及びその調製方法」という発明専利出願を提出し、2009年6月17日に権利付与され、専利番号は ZL20051008029 3.X である。湖南方盛製薬股份有限公司(以下、「方盛公司」という)は「サルトリイバラ・スコブニカウリス分散錠」というタブレットについて湖南省食品薬品監督管理局(以下、「湖南省薬監局」という)に新薬申請を提出し、湖南省薬監局は2005年10月19日にその申請を受理した。2008年12月25日、国家食品薬品監督管理局薬品審評センター(以下、「審評センター」という)は方盛公司に、同社の「サルトリイバラ・スコブニカウリス分散錠」の登録手続進行中に、正好公司が審評センターに「申請薬品は専利に係わっている」と報告した旨の書簡を送り、これについて答弁意見を提出するよう通知した。2009年1月9日に、

方盛公司は審評センターに上記事項に関する答弁意見を提出し、「サルトリイバラ・スコブニカウリス分散錠」という薬品の登録申請が正好公司の専利権と衝突していないと主張した。方盛公司は2011年9月13日に正好公司に書簡を送り、訴訟権を行使するか、国家薬監局への異議申立を取り下げるよう督促した。その後、正好公司は訴訟も提起せず、異議申立も取り下げなかった。方盛公司は、湖南省長沙市中級人民法院に専利権非侵害確認の訴訟を提起した。第一審法院は、方盛公司の「サルトリイバラ・スコブニカウリス分散錠」が正好公司の専利権を侵害しないと確認した。正好公司はこれを不服として、上訴を提起した。湖南省高級人民法院は第二審判決において、上訴を棄却し、原判決を維持した。

【革新的異議】

権利者が権利侵害警告書を送ることは、非侵害確認訴訟成立の一つの行為要件である。 運用において、弁護士書簡という形をとる警告書のあて先は、権利侵害を疑われる生産者 本人であることが多い。本件の意義は、権利侵害警告書の形式と対象範囲を拡大したことにある。すなわち、本件における権利侵害警告は、正好公司が方盛公司の新薬申請について国家関係部門に権利異議を申し立てることに表れた。権利者と権利侵害被疑者の間に直接確立した権利侵害警告関係とは異なるが、正好公司が提出した当該異議申立は直接方盛公司の生産経営活動に影響を及ぼしており、実質上直接方盛公司に警告書を送ることと同等の作用と効果があった。市場経営活動において、当事者が合法的な方式を通じて他人の正常な生産経営活動を遅らせるか妨害する行為は益々増加してきたことを考慮すると、法律関係を安定させ、市場秩序を回復させる視点から、法院が本件において権利侵害警告書の形式と対象を柔軟に処理、解釈したことは、法に「権利非侵害確認訴訟」を設置する立法原義に合致している。

6. 東陽市上蒋ハム廠vs浙江雪舫工貿有限公司の商標権侵害紛争上訴案件〔浙江省 高級人民法院(2013)浙知終字第301号民事判決書〕

【案件概要】

「雪舫蒋」ハムは明朝に生産が始まった中華老舗である。東陽市上蒋ハム廠(以下、「上 蒋ハム廠」という)は「雪舫蒋」商標の権利者である。2007年に、浙江雪舫工貿有限公司 (以下、「雪舫工貿公司」という)は当該商標の独占的使用権を取得し、許諾期間は2028 年までである。雪舫工貿公司は2007年、2009年に許諾料として各36万元を支払った。 2011年11月2日に、上蒋ハム廠は雪舫工貿公司による許諾使用料の支払いが期限を 過ぎたことを理由に契約の解除を要求した。雪舫工貿公司は翌日に上蒋ハム廠に許諾使 用料として36万元を振り込んだ。その後、上蒋ハム廠は数回「雪舫蒋」の店舗で「雪舫蒋」 と「呉寧府」の2つの商標を同時に表記するハムを購入した。上蒋ハム廠は雪舫工貿公司 がその「雪舫蒋」という商標権を侵害したとして、浙江省金華市中級人民法院に訴訟を提 起した。第一審法院は、雪舫工貿公司の行為が商標権侵害にあたると認定し、雪舫工貿 公司が「雪舫蒋」商標の使用を停止し、経済損失として18万元を賠償する旨の判決を出し た。上蒋ハム廠も雪舫工貿公司も第一審判決を不服として、浙江省高級人民法院に上訴 を提起した。第二審法院は、次のように判断した。雪舫工貿公司の契約違反情状は軽微で あり、上蒋ハム廠は契約の付随義務を履行しなかったため、一方的に契約を解除すること ができない。雪舫工貿公司がハム商品に「雪舫蒋」と「呉寧府」の2つの商標を同時に使用 する行為は、商標権侵害にあたる。よって、原判決を破棄し、雪舫工貿公司がそのハム商 品に「雪舫蒋」と「呉寧府」の2つの商標を同時に使用する行為を直ちに停止し、経済賠償 として15万元を賠償する旨の判決を下した。

【革新的な意義】

同一商品に使用を許諾された商標と使用者自身が保有する商標の両方を同時に表記する行為は、権利侵害に当たるかどうか。これについては、商標法に明確に定めていない。法院は本件において、商標法第52条に定める「その他の損害」という開放的な表現に着手し、商標使用許諾制度の目的が何よりも「商品出所の唯一性の確保」にあるという制度の本義に合わせ、被許諾商標の知名度を考慮し、雪舫工貿公司が同時に両商標を表記することが「同一商品に二つの出所」という客観的な結果につながる角度から、消費者に「雪舫蒋」商標と「呉寧府」商標がいずれも同一の商品出所を示すという誤認を生じさせてしまい、「雪舫蒋」商標の識別機能の正常な発揮に影響し得ると推定し、商標権侵害にあたると判断したのは、適切である。また、第二審法院は特に、かかる使用行為の使用許諾関係終了後の継続的な影響(すなわち、雪舫工貿公司が保有している無名の「呉寧府」商標は、高い市場知名度を有する「雪舫蒋」商標に便乗すること)を強調した。本件の審理は、商標使用許諾関係を規範化し、許諾された使用行為と侵害行為にけじめをつけることに、参考になる価値がある。

7. 深セン市周一品小肥羊餐飲連鎖管理有限公司vs内モンゴル小肥羊餐飲連鎖有限公司の商標権侵害・不正競争紛争上訴案件[広東省高級人民法院(2014)粤高法民三終字第27号民事判決書]

【案件概要】

1999年9月13日に設立された内モンゴル小肥羊餐飲連鎖有限公司(以下、「小肥羊公 司」という)は、第43類のレストラン、飲食店等のサービスについて使用を許可された第30 43421、3092512、3420327、3878260、4098504号「小肥羊」文字または図案 と文字の組合せ商標を持っている。その内、第3043421号商標は2004年11月12日に 飲食店、レストランサービスの馳名商標と認定された。深セン市周一品小肥羊餐飲連鎖管 理有限公司(以下、「周一品公司」という)は、店舗の看板、店員の胸章及びメニューに「一 品小肥羊」という標識を使用し、店舗の案内看板に「周一品小肥羊」等の標識を使用し、食 器や火鍋電磁調理器に「小肥羊」を含む商業標識を使用している。ドメインが www.zypxfy.com になっているサイトにおいても、上記標識を使用すると共に、「著作権が深 セン市一品小肥羊餐飲連鎖グループ…一品小肥羊公式サイトに帰属する」と記載されてい た。同サイトは、「一品小肥羊餐飲連鎖」の加盟登記表を提供すると共に、「一品小肥羊」 のフランチャイズ店の加盟プロセスを紹介している。小肥羊公司は、周一品公司の上記行 為が商標権侵害と不正競争にあたるとして、広東省深セン市中級人民法院に訴訟を提起 した。第一審法院は、周一品公司の先使用権主張が成立せず、その使用する商業標識及 び企業名称が小肥羊公司の登録商標専用権及び企業名称権を侵害したと認定し、周一品 公司が侵害行為を直ちに差し止めると共に、90万元の経済的損失及び10万元の合理的 支出を小肥羊公司に賠償する旨の判決を下した。周一品公司はこれを不服として、上訴を 提起した。広東省高級人民法院は、第二審判決において上訴を棄却し、原判決を維持し た。

【革新的な意義】

改正商標法第59条第3項に、商標の先使用権に関する規定を追加しており、ある程度 先に使用した未登録商標の法的地位及び相応の権益を確認したことで、登録商標権利者 と先に使用された未登録商標の権利者との利益バランスがうまく取れている。本件は商標 法改正という立法背景の下で、商標の先使用権の規則適用、特に理論上にも運用にも定 説がない「商標先使用権による抗弁」における「元の範囲」の定義について検討し、先使用 権制度と登録商標制度の優先順位や利益バランスについて細かく解釈し、改正商標法施 行後の「先使用権による抗弁」関連案件の審理のために、積極的で有益な模索を行った。

8. 杭州聚合網絡科技有限公司vs中国移動通信グループ浙江有限公司、浙江融創信息産業有限公司のコンピュータソフトウェア著作権侵害紛争上訴案件〔浙江省高級人民法院(2013)浙知終字第289号民事判決書〕

【案件概要】

浙江省衛生情報センター(以下、「情報センター」という)は、浙江省衛生庁(以下、「衛生 庁」という)を代表して浙江省病院診療予約サービスシステムの構築を担当した。当該シス テムのソフトウェアは、中国移動通信グループ浙江有限公司(以下、「浙江移動公司」とい う)の責任で、その全額出資子会社の浙江融創信息産業有限公司(以下、「融創公司」とい う)が具体的に実施することになっている。融創公司が杭州聚合網絡科技有限公司(以下、 「聚合公司」という)に、ソフトウェアの開発を依頼した。2010年9月に、融創公司が開発し たシステムソフトウェアはサービス開始し、テストが始まった。2011年9月末に、聚合公司 と浙江移動公司、融創公司は提携について紛争が生じたため、聚合公司が開発したソフト ウェアは2011年10月9日から使用停止となった。融創公司は、聚合公司が開発したソフ トウェアの一部のソースコードを利用して改めてシステムソフトウェアを開発した。聚合公司 は、浙江移動公司、融創公司、衛生庁、情報センターがその許可を得ずに、係争ソフトウェ アを複製、剽窃、使用し、そのソフトウェアの著作権を侵害したとして、浙江省杭州市中級 人民法院に訴訟を提起した。第一審法院は、係争ソフトウェアの著作権が聚合公司に帰属 するが、融創公司は依頼者として、創作を依頼した特定目的の範囲内で、当該著作物を無 料で使用する権利があると判断し、聚合公司の訴訟請求を棄却する旨の判決を下した。聚 合公司はこれを不服として、浙江省高級人民法院に上訴を提起した。第二審法院は、次の ように判断した。浙江移動公司、融創公司は創作を依頼した元の目的の範囲内で引き続き 使用することができるが、聚合公司が著作権を保有するソフトウェア著作物を技術成果とし て利用することができない。融創公司の行為は権利侵害にあたるが、係争ソフトウェアは公 益という属性もあるので、使用を停止させるのは適切ではない。よって、第一審判決を破棄 し、浙江移動公司、融創公司が共同で聚合公司に20万元を賠償する旨の判決を下した。

【革新的な意義】

本件はソフトウェアの著作権という視点から、創作依頼契約における委託者と受託者の権利範囲を解釈し、明らかにした。法院は、次のように説明した。著作権が受託者に帰属する状況下で、双方が著作物の使用範囲について約束していない場合、委託者は創作を依頼した特定目的の範囲内でソフトウェア著作物を無料で使用することができる。しかし、ソフトウェア著作物には特殊性があるため、委託者の具体的使用方式は、ソフトウェアの端末を通じたソフトウェアの各機能の使用や、使用環境、機能と目的の改善に基づく必要な

修正のみに限る。委託者は、ソフトウェア著作物を技術成果として利用することができない。 委託者はプログラムのソースコードを修正する方式で改めてソフトウェアを開発、利用する 場合、受託者の著作権を直接侵害することになる。本件の審理は、ソフトウェア著作権案 件において、委託者と受託者の権利・義務にけじめをつけ、権利侵害行為の認定基準を明 確にすることに、参考になる価値がある。

9. マグネクエンチ(天津)有限公司が夏某、蘇州瑞泰新金属有限公司を相手取った技術秘密侵害紛争上訴案件[江蘇省高級人民法院(2013)蘇知民終字第159号民事判決書]

【案件概要】

マグネクエンチ・インターナショナル(以下、「マグネクエンチ公司」という)は快速焼入れ 法によりネオジム磁粉を生産する2件の重要技術——crystallizer wheel 技術とノズル技術 を保有し、通常実施権でマグネクエンチ(天津)有限公司(以下、「マグネクエンチ天津公 司」という)に上記技術の使用を許諾すると共に、自社名義で訴訟を提起する権利を付与し た。蘇州瑞泰新金属有限公司(以下、「瑞泰公司」という)も磁粉の生産と販売を行っている。 張某、夏某は同社の創立者である。張某はマグネクエンチ公司とマグネクエンチ天津公司 の元社員として、係争 crystallizer wheel 技術とノズル技術を身につけた。夏某は瑞泰公司 の生産設備の提供者である。2009年6月に、マグネクエンチ公司は、瑞泰公司、張某が その営業秘密を侵害したとして、公安機関に通報した。公安機関は捜査中に夏某を尋問し、 瑞泰公司の生産設備を差押え、加工・製造用図面の引渡しを要求し、鑑定のために関連 資料を鑑定機関に送った。鑑定の結果、マグネクエンチ公司が主張した関連技術情報は 公衆に知られておらず、瑞泰公司の生産設備の関連技術情報はマグネクエンチ公司が権 利を主張した技術情報と実質的に同一であることが分かった。現在、当該刑事案件はまだ 結審されていない。マグネクエンチ天津公司は、公安機関の捜査中に形成した主要証拠に 基づき、夏某、瑞泰公司がその技術秘密を侵害したとして、江蘇省中級人民法院に訴訟を 提起した。第一審法院は、夏某、瑞泰公司の行為がマグネクエンチ天津公司の営業秘密 を侵害したと判断し、夏某、瑞泰公司が直ちに侵害を差し止め、共同でマグネクエンチ天津 公司の経済損失及び合理的費用として1,150万余元を賠償する旨の判決を下した。夏某 と瑞泰公司はこれを不服として、江蘇省高級人民法院に上訴を提起した。第二審法院は、 上訴を棄却し、原判決を維持する旨の判決を下した。

【革新的な意義】

本件は、民事と刑事が入り組んでいる営業秘密侵害案件である。民事と刑事が入り組む知的財産案件における証拠規則と証拠基準の相違は、ずっとかかる案件の審理担当者を困らせている。法院の本件における数件の紛争問題に関する処理と関連の審理思想は、類似案件の審理に、高い参考意義とモデル効果がある。刑事捜査段階に現われた鑑定手続きの瑕疵について、法院は補足的調査と鑑定専門家諮問で、技術事実認定上の障害を克服した。民事侵害責任と刑事責任の関係について、法院は、証明基準が異なるため、民事侵害司法認定が当然として刑事案件の罪名決定や量刑の根拠になることがないと明示した。

10. 張俊雄による著作権侵害罪案件[上海市普陀区人民法院(2013)普刑(知)初字第11号刑事判決書]

【案件概要】

2009年末に、被告の張俊雄は www.1000vs.cc サイト(サイト名称は「1000映画ドラ マ」)を設立した。その後、張俊雄は著作権者の許可を得ずに、サイトのコンテンツマネジメ ントシステムを通じて、哈酷資源網にリンクし、映画、ドラマのトレントファイルのインデックス アドレスを入手し、ユーザーに QVOD 再生ソフトウェアを提供しその使用を強制することに より、ユーザーに映画、ドラマ観賞のネットサービスを提供した。サイトの知名度とリンクさ れている映画、ドラマのページビューを高めるために、被告の張俊雄は目次、インデックス、 内容紹介、ランキング等を設置する等の方式により、ユーザーに映画、ドラマを推薦した。 同時に、被告の張俊雄は「百度広告連盟」に加盟し、広告利益を得た。鑑定の結果、サイト がリンクした映画、ドラマの内、941の著作物の内容は中国、米国、韓国、日本等の関係 著作権機関が認定した著作権を有する映画、ドラマと同じであることが分かった。上海市普 陀区人民法院は審理した後、次のように判断した。被告の張俊雄は営利を目的とし、著作 権者の許可を得ずに、941もの映画、ドラマ著作物を発行(情報ネットワークを通じて公衆 に伝播する)し、情状が深刻であり、その行為が著作権侵害罪にあたる。よって、被告の張 俊雄に、懲役1年3ヶ月、執行猶予1年3ヶ月、罰金3万人民元併課、違法所得没収、犯罪 用設備没収という判決を言い渡した。判決後、被告の張俊雄は上訴を提起しておらず、検 察機関も上訴を提起しなかった。判決はすでに法的効力が生じた。

【革新的な意義】

本件における被告が実施したのは著作物提供行為ではなく、ネットワークサービス提供行為であった。現在の刑事司法実践において、かかる幇助型間接侵害行為を刑事犯罪行為とみなす必要性または可能性があるか(すなわち、司法解釈における「情報ネットワークを通じて公衆に伝播する」行為にネットワークサービス提供行為が含まれるか)、犯罪とみなす場合、ネットワークサービス提供者が正犯にあたるか、それとも幇助犯にあたるか、正犯にあたる場合、如何に「著作権者の許可を得ていない」等の犯罪構成要件の審査基準を把握し、如何に民事、刑事を繋げる証拠認定や証明基準等の問題を処理するかについて、いまだに定説がない。本件は、ネットワークサービス提供行為という新型犯罪について、犯罪認定ルート、犯罪構成要件の審査、証拠審査基準等の視点から深い研究と検討を実施したので、一定の革新的な意義がある。

出所:

2015 年 4 月 20 日付け中華人民共和国最高人民法院ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所で日本語仮訳を作成

http://www.court.gov.cn/xwzx/yw/201310/t20131023_189076.htm

※本資料は、中国語原文の日本語仮訳であり、翻訳の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。